

吉川市骨髄移植ドナー助成金交付規則をここに公布する。

平成27年1月14日

吉川市長

吉川市規則第1号

吉川市骨髄移植ドナー助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者に対し、吉川市骨髄移植ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「ドナー休暇」とは、骨髄等の提供に必要な検査、入院等をするときに認められる休暇をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了した者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 他の助成金等の交付を受けていないこと。
- (2) ドナー休暇の制度が導入されている企業、団体等に属していないこと。

(助成内容)

第4条 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院の日数を除く。）に20,000円を乗じて得た額とし、1回の骨髄等の提供につき140,000円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血採血のための通院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、バンクが必要と認める通院、入院及び面接

(交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、吉川市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、バンクが発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、申請書の提出があった場合には、速やかに審査を行い、審査結果を吉川市骨髄移植ドナー助成金交付決定（棄却）通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定する旨を記載した交付決定通知書を交付したときは、速やかに助成金を支払うものとする。

（助成費の返還）

第7条 市長は、助成金を受けた者が虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、吉川市骨髄移植ドナー助成金返還命令書（様式第3号）により助成金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

健 第 号
年 月 日

（宛先）吉川市長

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

吉川市骨髄移植ドナー助成金交付申請書兼請求書

骨髄移植ドナー助成金の交付を受けたいので、吉川市骨髄移植ドナー助成金交付規則第5条の規定により、次のとおり申請（請求）します。

なお、申請するに当たり、他の助成金等の交付を受けていないことを宣誓します。

1 申請内容

フリガナ			
氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所	〒		
電 話	()		
申請金額	円		
対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
骨髄の提供に必要な検査、入院をするときに認められる休暇がある企業、団体に所属していますか。	所属している・所属していない		

2 請求内容（次の口座に振込みを依頼します。）

振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫	本店・支店
		農協	出張所
	フリガナ	預金種目	当座 普通
	口座名義人	口座番号	

※ 添付書類 事業の実施を証明する書類（（公財）日本骨髄バンクが発行する証明書）

様式第2号（第6条関係）

健 第 号
年 月 日

様

吉川市長

印

吉川市骨髄移植ドナー助成金交付決定（棄却）通知書

年 月 日付けで申請のありました骨髄移植ドナー助成金について、下記
のとおり決定（棄却）したので、吉川市骨髄移植ドナー助成金交付規則第6条第1項の規
定により通知します。

記

交付金額 金 _____ 円

（棄却の理由）

様式第3号（第7条関係）

健 第 号
年 月 日

様

吉川市長

㊟

吉川市骨髓移植ドナー助成金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定した吉川市骨髓移植ドナー助成金について、吉川市骨髓移植ドナー助成金交付規則第7条の規定により、助成金の返還を命じます。

記

1 返還金額 金 _____ 円

2 返還期限

年 月 日 まで

3 返還理由